

## 熊本市指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

制定 平成24年 4月 1日健康福祉子ども局長決裁  
改正 平成25年 4月 1日障がい保健福祉課長決裁  
改正 平成25年 8月27日障がい保健福祉課長決裁  
改正 平成30年 9月27日健康福祉局長決裁  
改正 平成31年 4月 8日障がい保健福祉課長決裁

### （目的）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について必要な事項を定めるものとする。

### （指定申請の事務）

第2条 障害者総合支援法第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1号により市長へ提出させる。

第3条 市長は、申請書の提出があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、様式第2号により速やかに申請者へ通知する。この場合において、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

### （変更の届出）

第4条 指定自立支援医療機関が、その名称及び所在地その他規則第61条に定める変更を行うべき事項に変更を生じた場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、障害者総合支援法第64条の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を様式第3号により市長に提出させる。

第5条 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には、適宜様式第4号による質問や指導を行う。

### （指定の更新）

第6条 障害者総合支援法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、様式第5号により市長に提出させる。この場合において、当該更新申請書の提出の際、変更届出の提出漏れが確認されたときは、速やかに変更届出を提出させる。

第7条 市長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、様式第6号により速やかに更新申請者へ通知する。

### （その他）

第8条 第2条又は第4条及び第6条の申請又は届出に当たっては、欠格条項に該当しないことを誓約する書面及び法人にあっては、役員名簿を添付させる。

第9条 市長は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定自立支援医療機関への指導を行う。特に有効期限の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、あらかじめ更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組む。

第10条 市長は、指定自立支援医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、障害者総合支援法第69条の規定に基づき公示し、自立支援医療の支給認定を受けている障害者、障害児の保護者及びその他の関係機関に対して、ホームページや広報を通じて広く周知する。

### （審査）

第11条 審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- (1) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、良質かつ適切な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- (2) 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制

が整備されていること。

- (3) 病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- (4) 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適當であると認められる病院又は診療所については、アのみを満たしていればよいこととする。
  - ア 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
  - イ 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数（てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含む。）が、医籍登録後通算して、3年以上あること。
- (5) 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していることとし、新規開局する保険薬局にあっては、これに加えて、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があること。
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防看護を行う者に限る。）にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること及びそのために必要な職員を配置していること。

（その他の届出）

第12条 規則第63条第1号の規定による業務の休止・廃止・再開届については、様式第7号により市長に提出させることとする。

第13条 規則第63条第2号の規定による処分に係る届については、様式第8号により市長に提出させることとする。

（指定の辞退）

第14条 障害者総合支援法第65条の規定による指定の辞退については、様式第9号により市長に提出させることとする。

#### 附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に熊本県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領（以下「県要領」という。）の規定により熊本県知事が行った指定のうち、施行日以後において市長が行う指定に係るものは、施行日以後においては、この要領の相当規定により市長が行った指定とみなしてこの要領を適用する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月8日から施行する。

様式第1号（その1）

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(病院又は診療所)

保険医療機関	名 称			
	略 称			
	所 在 地	〒 - TEL ( )		
開 設 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 - TEL ( )		
	氏名(法人にあっては、名称)			
	生 年 月 日		職 名	
保険医療機関の医療機関コード 及び開設年月日	医療機関 コード番号		開設年月日	
標 ぼう し て い る 診 療 科 目				
主として担当する医師の経歴	付表			
<p>上記のとおり障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定されるよう申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者</p> <p>住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印</p> <p>熊本市長 様</p>				

#### (記入事項)

- 1 「保健医療機関の名称」は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 (付表)経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
  - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
  - (2) 病院、診療所医師等が勤務した施設については、関係した専門科目まで必ず記入すること。  
例) ○○医科大学精神科教室又は○○病院精神科などと記入
  - (3) 勤務先における身分(例えは医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
  - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間当たりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
  - (5) 2以上の施設に勤務する等の場合は、各施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記載すること。  
例) ○○医科大学精神科週4日(延○時間勤務)、病院週2日(延○時間勤務)など

#### (誓約項目)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

##### 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

##### 2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

##### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払いの確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

##### 4 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

###### (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であつた者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

###### (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

##### 5 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

##### 6 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

##### 7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

##### 8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

## 付表

## 経歴書

氏名	印	生年月日	
現住所			
年月日	任免事項		

## 様式第1号(その2)

## 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(薬局)

保険薬局	名称			
	略称			
	所在地	〒 - TEL ( )		
開設者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 - TEL ( )		
	氏名(法人にあっては、名称)			
	生年月日		職名	
保険医療機関の医療機関コード 及び開設年月日	医療機関 コード番号		開設年月日	
薬剤師の氏名			略歴	付表
<p>上記のとおり障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定されるよう申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>				
<p>年 月 日</p> <p>開設者</p> <p>住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印</p>				
<p>熊本市長 様</p>				

(誓約項目)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払いの確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

## 付表

## 経歴書

学位		氏名		生年月日	
現住所					
最終学歴					
主たる職歴					

様式第1号（その3）

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書  
(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称			
	略 称			
	所 在 地	〒 — TEL ( )		
	代表者	住 所		
		氏 名		
生年月日				
職 名				
訪問看護ステーション等	名 称			
	略 称			
	所 在 地	〒 — TEL ( )		
	職 員 の 定 数	付表		
保険医療機関の医療機関 コード及び開設年月日	医療機関 コード番号	開設年月日		
上記のとおり障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定されるよう申請します。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。				
年 月 日				
開 設 者				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印				
熊本市長 様				

(誓約項目)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払いの確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

付表

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は  
指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若し  
くは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防  
訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職種	定数

様式第2号（その1）  
(指定自立支援医療機関の指定)

熊本市指令（障保）第 号  
住 所

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について

年 月 日付け申請についてその内容を審査した結果、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

年 月 日

熊本市長 印

記

医療機関の名称及び所在地	
医療機関の開設者の名称、 主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名	
指定年月日	年 月 日
医療機関コード	

様式第2号（その2）

（指定自立支援医療機関の指定をしない場合）

第 号  
住 所

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について

年 月 日付け申請についてその内容を審査した結果、下記の理由により指定しないこととしたので通知します。

年 月 日

熊本市長 印

記

名 称	理 由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、熊本市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第2号（その3）

（指定申請に関する質問）

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

様

熊本市長

印

障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について

年 月 日付けで申請のありました指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定については、指定申請の内容を審査した結果、次のような不明な点があるため指定を保留しましたので、次の事項に対する回答についてよろしくお願ひします。

記

名 称	不 明 な 点

様式第3号（その1）

指定自立支援医療機関(精神通院医療)届出事項変更届出書(病院又は診療所)

区分	旧	新
病院又は診療所の名称及び所在地		
開設者の氏名又は名称及び所在地		
開設者の生年月日		
開設者の職名		
標ぼうしている診療科目		
主として担当する医師の氏名及び経歴		付表
その他の事項		
変更年月日	年　　月　　日	
変更理由		

上記のとおり変更がありましたので、障害者総合支援法第64条の規定により届け出ます。

年　　月　　日

開　　設　　者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)　印

熊本市長　　様

備考

- 1 「開設者の氏名又は名称及び所在地」欄には、開設者が個人である場合にはその者の住所及び氏名を、法人である場合には主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 「病院又は診療所の名称及び所在地」は、必ず正式名称を記載すること。
- 3 (付表)経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
  - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
  - (2) 病院、診療所医師等が勤務した施設については、関係した専門科目まで必ず記入すること。  
例) ○○医科大学精神科教室又は○○病院精神科などと記入
  - (3) 勤務先における身分(例えば医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
  - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間当たりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。

(5) 2 以上の施設に勤務する等の場合は、各施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記載すること。

例) ○○医科大学精神科週 4 日(延○時間勤務)、病院週 2 日(延○時間勤務)など

4 「開設者の生年月日」「開設者の職名」については、開設者(法人にあっては代表者)に変更が生じた場合に記載すること

5 直近の指定の申請(変更届出含む)時点から変更が生じていない場合については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

## 付表

## 経歴書

氏名	印	生年月日	
現住所			
年月日	任免事項		

## 様式第3号（その2）

## 指定自立支援医療機関(精神通院医療)届出事項変更届出書(薬局)

区分	旧	新
薬局の名称及び所在地		
開設者の住所及び氏名又は名称		
開設者の生年月日		
開設者の職名		
調剤のために必要な設備及び施設の概要		
薬剤師の氏名及び経歴		付表
その他の事項		
変更年月日	年　　月　　日	
変更理由		

上記のとおり変更がありましたので、障害者総合支援法第64条の規定により届け出ます。

年　　月　　日

開　　設　　者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)　印

熊本市長　　様

備考 1 「開設者の生年月日」「開設者の職名」については、開設者(法人にあっては代表者)に変更が生じた場合に記載すること

2 直近の指定の申請(変更届出含む)時点から変更が生じていない場合については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

## 付表

## 経歴書

学位		氏名		生年月日	
現住所					
最終学歴					
主たる職歴					

様式第3号（その3）

指定自立支援医療機関(精神通院医療)届出事項変更届出書(指定訪問看護事業者等)

区分		旧	新
指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者	名称及び主たる事務所の所在地		
	代表者	住所	
		氏名	
		生年月日	
		職名	
訪問看護ステーション等の名称及び所在地			
職員の定数			付表
その他の事項			
変更年月日		年 月 日	
変更理由			

上記のとおり変更がありましたので、障害者総合支援法第64条の規定により届け出ます。

年 月 日

指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

住所

氏名

印

熊本市長

様

備考

- 1 名称変更の場合は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 訪問看護ステーション等において訪問看護及び老人訪問看護に従事する職員の定数を変更する場合は、付表を添付すること。
- 3 「開設者の生年月日」「開設者の職名」については、開設者（法人にあっては代表者）に変更が生じた場

合に記載すること

- 4 直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない場合については、当該事項に係る添付書類を省略することができる

付表

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は  
指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若し  
くは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防  
訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職種	定数

様式第4号（その1）  
(変更届出に関する質問)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

様

熊本市長

印

障害者総合支援法第64条の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）  
の変更届出について

年 月 日付けで届出のありました指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更については、変更  
届出の内容を確認した結果、次のような不明な点があるため、次の事項に対する回答についてよろしくお願いします。

記

名 称	不 明 な 点

様式第4号（その2）

（変更が適当でない場合：主として担当する医師の変更）

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者 様

熊本市長

印

指定自立支援医療（精神通院医療）を主として担当する医師変更届出について

年 月 日付け届出のありましたこのことについては、内容を審査した結果、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の医師は、指定自立支援医療（精神通院医療）を主として担当する医師として適当でないため、他の適当な医師に変更し、改めて担当医師の変更手続きをとるか、又は当該医師が担当する医療の種類について辞退の手続きをとることが必要であると思われる所以、早急に所要の手続をお願いします。

記

指定自立支援医療機関の名称	医師の氏名

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、熊本市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 様式第5号（その1）

## 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(病院又は診療所)

保険医療機関	名 称			
	略 称			
	所 在 地	〒 - T E L ( )		
開設者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 - T E L ( )		
	氏 名 (法人にあっては、名称)			
	生 年 月 日		職 名	
保険医療機関の医療機関コード				
標ぼうしている診療科目				
主として担当する医師の経歴		付表		
<p>上記のとおり、障害者総合支援法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を更新されるよう申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印</p> <p>熊本市長 様</p>				

## 備考

- 1 「保健医療機関の名称」は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 (付表)経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
  - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
  - (2) 病院、診療所医師等が勤務した施設については、関係した専門科目まで必ず記入すること。  
例) ○○医科大学精神科教室又は○○病院精神科などと記入
  - (3) 勤務先における身分(例えば医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
  - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間当たりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
  - (5) 2以上の施設に勤務する等の場合は、各施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記載すること。  
例) ○○医科大学精神科週4日(延○時間勤務)、病院週2日(延○時間勤務)など

#### (誓約項目)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

##### 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

##### 2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

##### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払いの確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

##### 4 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

###### (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

###### (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

##### 5 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

##### 6 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

##### 7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

##### 8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

##### 9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

##### 10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

## 付表

## 経歴書

氏名	印	生年月日	
現住所			
年月日	任免事項		

## 様式第5号（その2）

## 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(薬局)

保 険 薬 局	名 称			
	略 称			
	所 在 地	〒 - T E L ( )		
開 設 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 - T E L ( )		
	氏 名 (法人にあっては、名称)			
	生 年 月 日		職 名	
保 険 医 療 機 関 の 医 療 機 関 コ ー ド				
薬 剤 師 の 氏 名			略歴	付表
<p>上記のとおり、障害者総合支援法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を更新されるよう申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>				
<p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印</p> <p>熊本市長 様</p>				

(誓約項目)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払いの確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

## 付表

## 経歴書

学位		氏名		生年月日	
現住所					
最終学歴					
主たる職歴					

## 様式第5号（その3）

## 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称		
	略 称		
	所 在 地	〒 - T E L ( )	
	代 表 者	住 所	
		氏 名	
生年月日			
職 名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	略 称		
	所 在 地	〒 - T E L ( )	
	職員の定数の変更の有無	有	・ 無
保 险 医 療 機 関 の 医 療 機 関 コ ー ド			
<p>上記のとおり、障害者総合支援法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を更新されるよう申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印</p> <p>熊本市長 様</p>			

備考 1 「職員の定数の変更の有無」において、直近の指定の申請(変更届出含む)から変更があった場合は、別添付表を添付すること。

(誓約項目)

障害者総合支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払いの確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

付表

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は  
指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若し  
くは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防  
訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職種	定数

様式第6号（その1）  
(指定自立支援医療機関の更新)

熊本市指令（障保）第 号  
住 所  
医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

障害者総合支援法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新について

年 月 日付け申請についてその内容を審査した結果、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、下記のとおり更新します。

年 月 日

熊本市長 印

記

医療機関の名称及び所在地	
医療機関の開設者の名称、 主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名	
指定年月日	年 月 日
医療機関コード	

様式第6号（その2）

（指定自立支援医療機関の指定を更新しないこととした場合）

第 号  
住 所

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

障害者総合支援法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新について

年 月 日付け申請についてその内容を審査した結果、下記の理由により更新しないこととしたので通知します。

年 月 日

熊本市長 印

記

名 称	理 由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、熊本市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号（その3）

（更新申請に関する質問）

第　　年　　月　　日　　号

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

　　様

熊本市長

印

障害者総合支援法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）  
の更新について

年　　月　　日付けて申請のありました指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新については、指定申請の内容を審査した結果、次のような不明な点があるため更新を保留しましたので、次の事項に対する回答についてよろしくお願いします。

記

名　　称	不　明　な　点

## 様式第7号

休 止

指定自立支援医療機関(精神通院医療) 廃 止 届出書

再 開

指 定 医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	〒 - T E L ( )
開 設 者	住 所	〒 - T E L ( )
	氏名又は名称	
休止・廃止・再開	年 月 日	年 月 日
休止・廃止・再開	理 由	
上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第1号の規定により、 指定自立支援医療機関(精神通院医療)を 休 止 再 開 廃 止 します。 年 月 日		
開 設 者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印		
熊本市長 様		

## 備考

- 1 「指定医療機関の名称」は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 「休止・廃止・再開」は該当するところに○をすること。
- 3 「開設者の住所及び氏名」欄には、開設者が個人である場合にはその者の住所及び氏名を、法人である場合には、主たる事務所の所在地及びその名称並びに代表者氏名を記載すること。
- 4 薬局、訪問看護ステーション等についても、この様式によること。

## 様式第8号

## 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の処分に係る届出書

指定医療機関	名 称	
	所 在 地	〒 - T E L ( )
開 設 者	住 所	〒 - T E L ( )
	氏名又は名称	
処 分 内 容 (該当する番号に○をつける)		1 医療法第24条、第28条若しくは第29条に規定する処分
		2 健康保険法第95条に規定する処分
		3 介護保険法第77条第1項に規定する処分
		4 薬事法第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分
処 分 年 月 日	年 月 日	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第2号の規定により、処分を受けたことを届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印</p> <p>熊本市長 様</p>		

## 備考

- 1 「指定医療機関の名称」は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 「処分内容」は該当するところに○をすること。
- 3 「開設者の住所及び氏名」欄には、開設者が個人である場合にはその者の住所及び氏名を、法人である場合には、主たる事務所の所在地及びその名称並びに代表者氏名を記載すること。
- 4 薬局、訪問看護ステーション等についても、この様式によること。

## 様式第9号

## 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定辞退申出書

指定医療機関	名 称	
	所 在 地	〒 - TEL ( )
指 定 年 月 日		
予 告 期 間 の 終 了 年 月 日		年 月 日
辞 退 の 理 由		
<p>上記のとおり辞退したいので、障害者総合支援法第65条の規定により申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開設者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印</p> <p>熊本市長 様</p>		

## 備考

- 1 「指定医療機関の名称」は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 辞退年月日の1か月前までに申し出ること。
- 3 薬局、訪問看護ステーション等についても、この様式によること。